平成２９年（フ）第１１９３号
埼玉県川口市大字東本郷197番地の４
債務者　齋藤　清隆
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東谷　良子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６９６号
兵庫県明石市川崎町２番12―124号
債務者　榊原　忠彦
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤野　恵介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４００号
札幌市西区発寒10条４丁目９番５号　コンフォート発寒Ａ―202号
債務者　池田　高広
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月14日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６８０号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目１番５号
債務者　本多　　皓
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山岡　慎二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月25日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成29年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９４７号
横浜市鶴見区岸谷４丁目３番25号
債務者　加藤　明光
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　勉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年12月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年12月15日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１１２号
北海道帯広市西14条南１丁目１番地　北郊団地242
債務者　木幡　直美
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第９１６号
埼玉県朝霞市栄町２丁目10番53号　梅紫荘203、旧住所埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２番３―614号
債務者　佐藤　安男
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９８７号
埼玉県川口市大字安行原1903番地の３　バリエンテ102号
債務者　石井　真央
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０９４号
埼玉県川口市大字芝4895番地
債務者　川上チヨ子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１１４号
埼玉県上尾市緑丘２丁目４番８号　セラーヌ201、旧住所埼玉県上尾市中妻４丁目13番地１　根本工業
債務者　榎本　　晃
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４５２号
埼玉県草加市氷川町2108番地３　新井住宅４号
債務者　松　　榮勝
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４５３号
埼玉県草加市氷川町2108番地３　新井住宅４号
債務者　松　　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２４６号
埼玉県東松山市五領町14番地　県営五領団地３―503
債務者　俵山美奈子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第６４号
新潟県見附市月見台２丁目12番21号　月見台市営住宅１棟１号
債務者　長谷部道子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第７４号
新潟県小千谷市大字時水1568番地　池田勝方
債務者　池田　隆司
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第９３号
新潟県柏崎市東本町３丁目５番22―102号　蔵漆倶北館
債務者　霜田聡一郎
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月２日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係